

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年10月31日
【事業年度】	第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 直人
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市日新町2番1号
【電話番号】	072(831)8001
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 岡谷 茂美
【最寄りの連絡場所】	大阪府寝屋川市日新町2番1号
【電話番号】	072(831)8001
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 岡谷 茂美
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月21日に提出いたしました第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書および平成19年6月29日に提出いたしました訂正有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(7) <略>

(8) 中間配当に関する事項 <略>

(9) 株主総会の特別決議要件 <略>

（訂正後）

(1)～(7) <略>

(8) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待されている役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって法令が定める範囲内で免除することができる旨定款で定めております。

(9) 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

<略>